

北九州市地域コミュニティビジョン検討会議 開催要綱

(開催目的)

第1条 住民が安心して暮らせる「安らぐまち」の実現に向けて、2040年の社会情勢を踏まえた、新たな北九州市地域コミュニティの将来のあるべき姿を定める方針（「(仮称)北九州市地域コミュニティビジョン」の策定に関し幅広く意見を聴取するため、「北九州市地域コミュニティビジョン検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 構成員は、学識経験者や有識者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は、委嘱の日から会議終了（令和8年3月末）までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 本会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 会議は、地域・人づくり部長が招集し、座長が議長を務め会議を運営する。

2 オンライン会議システムを利用した会議への参加も可能とする。

3 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を求めることができる。

4 座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合

(2) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(3) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(その他)

第7条 会議の庶務は、総務市民局地域・人づくり部地域振興課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日で廃止する。